

三輪田学園高等学校学則

令和 8 年 4 月

三輪田学園高等学校

東京都千代田区九段北3丁目3番15号

電話 東京(3263) 7801 (代)

三輪田学園高等学校学則 令和 8 年 4 月

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法の精神に基づく併設型中高一貫校として三輪田学園中学校を卒業した女子に対して高等普通教育を施し、真理と道徳を愛し勤労と責任を重んじ心身共に健全で情操の豊かな平和的人物を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本校は三輪田学園高等学校と称する。
- 第 3 条 本校の位置は東京都千代田区九段北 3 丁目 3 番 1 5 号におく。

第 2 章 課程の組織および収容定員

- 第 4 条 本校の課程および収容定員は次の通りとする。
- 全日制の課程、普通科 5 1 6 名

学 年	学 級	収 容 定 員
第 1 学 年	4学級	172名
第 2 学 年	4学級	172名
第 3 学 年	4学級	172名
計	12学級	総 定 員 516名

第 3 章 修業年限・学年・学期および休業日

- 第 5 条 本校の修業年限は次の通りとする。
- 全日制の課程 3 年
- 第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。
- 第 7 条 学年を分けて次の 3 学期とする。
- 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
- 第 2 学期 9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
- 第 8 条 休業日は次の通りとする。
- ・国民の祝日および都民の日
 - ・本校開校記念日（4 月 2 5 日）
 - ・日曜日
 - ・夏季休業日 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日まで
 - ・冬季休業日 1 2 月 2 1 日から 1 月 7 日まで
 - ・春季休業日 3 月 2 1 日から 4 月 5 日まで
 - ・このほか校長が必要と認めた日
2. 前項の規定にかかわらず、やむをえぬ事情がある場合にはこれを変更することができる。

第 4 章 入学・退学・転学・留学および休学

- 第 9 条 本校第 1 学年に入学することの出来る者は、三輪田学園中学校を卒業した者とし、入学者選抜試験を行わずに、平素の成績の評価等により入学を許可する。
- 第 10 条 第 2 学年以上に編入学することのできる者は、相当年令に達しその学年の履修に必要な学力を有すると認められた者とする。
- 第 11 条 転編入学希望者に対しては選考を行い入学を許可する。
- 第 12 条 転編入学希望者は、所定の入学願書、その他必要な書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 第 13 条 入学許可を得た者は保証人の誓約書および入学金を所定の期日までに提出しなければならない。
- 第 14 条 転学を希望する者は所定の書類にその理由を詳記して保証人から校長に届け出なければならない。

- 第 15 条 退学を希望する者は所定の書類にその理由を詳記して保証人から校長に願い出なければならない。
- 第 16 条 生徒が留学を希望するときは、予め留学許可願を提出して校長の許可を受けなければならない。
2. 留学の期間は別途定める。
- 第 17 条 病気その他正当な理由で3ヶ月以上登校の見込みがない者で休学を希望するときは、保証人からその理由を証する書類を添え休学願を提出し校長の許可を受けなければならない。
- 第 18 条 休学または留学中の者が復学しようとするときは、保証人から復学願を提出し、校長の承認を受けなければならない。

第 5 章 教育課程・学習評価および卒業

- 第 19 条 本校の教育課程は併設中学校と協議し、別表に定める教科並びに各教科以外の教育活動により編成する。
- 第 20 条 各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価してこれを学年末に認定する。ただし第16条に規定する留学生の単位の認定については別に定める。
- 第 21 条 前条により本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

第 6 章 保 証 人

- 第 22 条 生徒の生活と教育に責任を持つ主たる生計維持者(保護者)を保証人とする。
- 第 23 条 保証人の住所が遠隔地の場合又は成年に達しない場合は、その代理人として別に都内に居住し独立の生計を営む保証人を定めなければならない。ただしこの場合あらかじめ校長の承認を必要とする。
- 第 24 条 保証人は生徒の在学中次の責任を引き受けなければならない。
- ・ 身上に関する責任
 - ・ 学納金及び学納金にかかる遅延損害金並びに校内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金及びその遅延損害金(極度額3年間の学費等納入額相当216万円)の連帯保証
- 第 25 条 保証人に変更のある場合はすみやかに届け出なければならない。
- 第 26 条 保証人は学校教育活動に協力しなければならない。

第 7 章 教 職 員 組 織

- 第 27 条 本校の教職員組織は下記の通りとする。
- | | | | |
|----------------|-------|--------------------|-------|
| 1. 校長 | 1 名 | 5. 養護教諭 | 1 名 |
| 2. 教頭 (専任 22名) | 1 名 | 6. 講師 | 10名以上 |
| 3. 教諭 (兼任 23名) | 45名以上 | 7. 事務職員 | 4 名以上 |
| 4. 司書教諭 | 1 名 | 8. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 | |

第 8 章 授業料・入学金・施設設備費・実験実習料および入学検定料

- 第 28 条 本校の授業料・入学金・施設設備費・実験実習料および入学検定料は下記の通りとする。
- | | | | | |
|-------|--------|----------------|--------|----------------|
| 授 業 料 | 第 1 学年 | 240,000円 (半年額) | 第 2 学年 | 240,000円 (半年額) |
| | 第 3 学年 | 240,000円 (半年額) | | |
- 但し、「三輪田学園授業料減免規定」に該当する者はこれを減免する。
- | | |
|-------|---------------|
| 入 学 金 | 200,000円 |
| 施設設備費 | 75,000円 (半年額) |
| 実験実習料 | 45,000円 (半年額) |
- 入学検定料 併設中学校から進学する者はこれを免除する。
併設中学校から進学しない者 25,000円
- 第 29 条 生徒が在籍する間は出席の有無にかかわらず授業料等(施設設備費、実験実習料を含む)の半年額を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず休学した場合には、その翌月から授業料のみを所定の期日までに納入しなければならない。
3. 特別な事由がある場合には、別に定めるところにより授業料の全部又は一部を減免することがある。
4. 年度途中の入学者については、納入金を在籍月に応じて月割り計算で納入しなければならない。
5. 授業料等(施設設備費、実験実習料を含む)の半年額とは、前期(4月1日～9月30日)分、後期(10月1日～3月31日)分とする。

- 第 30 条 既納の納入金は理由の如何にかかわらずこれを返還しない。
- 第 30 条 正当な理由なくして授業料を 3 ヶ月以上滞納した者には校長は出席停止あるいは退学を命ずることがある。

第 9 章 賞 罰

- 第 32 条 成績優秀で一般生徒の模範とするに足る者はほう賞することがある。
- 第 33 条 本校の定める諸規則を守らず生徒の本分に反する等の行為のあった者に対しては、退学、停学、訓告の懲戒処分を行うことがある。
- 退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - 3 正当の理由がなく出席常でない者。
 - 4 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。

第 10 章 補 則

- 第 34 条 この学則に必要な細則は校長が別に定める。

付 則

1. この学則は昭和 23 年 4 月 1 日から実施する。
 2. この学則の実施に必要な細則は校長が別に定める。
- 付 則
- (昭和 25 年から平成 26 年度まで記載省略)
- 付 則 (平成 27. 3. 19)
1. この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 教育課程は別表に定める。
- 平成 26 年度以前の入学生は別表の教育課程表 (2) のカリキュラムを適用し、
平成 27 年度以降の入学生は別表の教育課程表 (1) のカリキュラムを適用する。
- 付 則 (平成 27. 11. 25)
- この学則は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (平成 28. 12. 1)
- この学則は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (平成 29. 11. 21)
- この学則は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (平成 31. 3. 11)
1. この学則は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 教育課程は別表に定める。
- 平成 30 年度以前の入学生は別表の教育課程表 (2) のカリキュラムを適用し、
平成 31 年度以降の入学生は別表の教育課程表 (1) のカリキュラムを適用する。
- 付 則 (令和元. 11. 12)
- この学則は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (令和 2. 12. 3)
- この学則は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (令和 4. 3. 7)
1. この学則は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 教育課程は別表に定める。
- 令和 3 年度以前の入学生は別表の教育課程表 (2) のカリキュラムを適用し、
令和 4 年度以降の入学生は別表の教育課程表 (1) のカリキュラムを適用する。
- 付 則 (令和 6. 3. 25)
- この学則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (令和 6. 11. 21)
- この学則は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
- 付 則 (令和 7. 11. 19)
1. この学則は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
 2. 教育課程は別表に定める。
- 令和 8 年度以前の入学生は別表の教育課程表 (2) のカリキュラムを適用し、
令和 8 年度以降の入学生は別表の教育課程表 (1) のカリキュラムを適用する。

別紙

高等学校教育課程表(1)

教科 年 科 目	学	1年		2年		3年			
		コース		文系 必修	理系 必修	文系 必修	理系 必修	文系 選択	理系 選択
		SA	SE						
国 語	現代の国語	3	2						
	言語文化	3	2						
	論理国語			3	3	3	2		
	古典探究 理系古典			4		4			(1)
地 理 歴 史	地理総合	2	2						
	歴史総合	2	2						
	日本史探究			4a			(6)		
	世界史探究			4a			(6)		
公 民	公共 政治・経済			2	2			(2)	(2)
	政治・経済						(2)	(2)	(2)
数 学	数学Ⅰ	3	3						
	数学Ⅱ			4	5				
	数学Ⅲ								(6)
	数学A	2	2						
	数学B			2b	2				
理 科	物理基礎	2	2					(2)	(2)
	物理基礎					3A			(5)
	化学基礎	2	2				(1)		(1)
	化学基礎				3				(5)
	生物基礎	2	2				(1)		(1)
保 健 体 育	生物基礎					3A			(5)
	体育	2	2	2	2	3	3		
	保健	1	1	1	1				
	音楽Ⅰ	2	2		2b				
	音楽Ⅱ								
芸 術	美術Ⅰ	2	2		2b				
	美術Ⅱ				2b				
	美術Ⅲ						(2)		
	書道Ⅰ	2	2						
	書道Ⅱ				2b				
外 国 語	英語コミュニケーションⅠ	4	4						
	英語コミュニケーションⅡ			4	4				
	英語コミュニケーションⅢ					5	4		
	論理・表現Ⅰ	2	2						
	論理・表現Ⅱ			2	2				
	論理・表現Ⅲ					2	2		
	Global Expression		2					2	2
	英語選択 英語選択(理系)				2b				
家 庭	ハイレベル英語				2b		1B		
	家庭基礎			2	2				
	生活デザイン				2b				
	食物								(3)
情 報	情報Ⅰ			2	2				
	情報デザイン				2b				
選 択	現代文演習					(2)			
	古文演習					(2)			
	漢文演習					(1)			
	理系数学Ⅰ・A演習							(2)	
	理系数学Ⅱ・B演習							(4)	
	文系数学演習					(3)			
	英語演習					(2)	(2)		
科目単位数		32		32		24(22)～32	24(22)～32		
総合的な探究の時間		1		1		1	1		
特別活動		1		1		1	1		
週当たり授業時数		34		34		26(24)～34	26(24)～34		

学校設定科目は20単位までしか卒業単位に含めることができない。

高等学校教育課程表(2)

教科 年 科 目	学	1年		2年		3年			
		コース		文系 必修	理系 必修	文系 必修	理系 必修	文系 選択	理系 選択
		SA	SE						
国 語	現代の国語	3	2						
	言語文化	3	2						
	論理国語			3	3	3	2		
	古典探究 理系古典			4		4			(1)
地 理 歴 史	地理総合	2	2						
	歴史総合	2	2						
	日本史探究			4a			(6)		
	世界史探究			4a			(6)		
公 民	公共 政治・経済			2	2			(2)	(2)
	政治・経済						(2)	(2)	(2)
数 学	数学Ⅰ	3	3						
	数学Ⅱ			4	5				
	数学Ⅲ								(6)
	数学A	2	2						
	数学B			2b	2				
理 科	数学C						(2)	(2)	(2)
	物理基礎				2				
	物理基礎					3A			(5)
	化学基礎	2	2				(1)		(1)
	化学基礎				3				(5)
保 健 体 育	生物基礎	2	2				(1)		(1)
	生物基礎					3A			(5)
	体育	2	2	2	2	3	3		
	保健	1	1	1	1				
芸 術	音楽Ⅰ	2	2						
	音楽Ⅱ				2b				
	美術Ⅰ	2	2		2b				
	美術Ⅱ				2b				
	美術Ⅲ						(2)		
外 国 語	書道Ⅰ	2	2						
	書道Ⅱ				2b				
	英語コミュニケーションⅠ	4	6						
	英語コミュニケーションⅡ			4	4				
	英語コミュニケーションⅢ					5	4		
	論理・表現Ⅰ	2	2						
	論理・表現Ⅱ			2	2				
	論理・表現Ⅲ					2	2		
家 庭	英語選択 英語選択(理系)				2b				
	ハイレベル英語				2b		1B		
	家庭基礎			2	2				
	生活デザイン				2b				
情 報	食物								(3)
	情報Ⅰ	2	2		2b				
選 択	情報デザイン								
	現代文演習					(2)			
	古文演習					(2)			
	漢文演習					(1)			
	理系数学Ⅰ・A演習							(2)	
	理系数学Ⅱ・B演習							(4)	
	文系数学演習					(3)			
英 語	英語演習					(2)	(2)		
科目単位数		32		32		24(22)～32	24(22)～32		
総合的な探究の時間		1		1		1	1		
特別活動		1		1		1	1		
週当たり授業時数		34		34		26(24)～34	26(24)～34		

学校設定科目は20単位までしか卒業単位に含めることができない。
物理基礎・物理(計5単位)は、物理基礎・物理の順に履修する。